

## 広島県看護職員復職支援事業「訪問看護ステーション実践研修」実施要領

### 1 目的

看護職員復職支援事業の一環として、訪問看護ステーションへの就業を希望又は訪問看護に関心のある看護職有資格者の方を対象に、県内の訪問看護ステーションにおいて職場研修を行う。

### 2 実施主体

広島県（委託機関：公益社団法人広島県看護協会（広島県ナースセンター））

### 3 研修対象者

訪問看護ステーションへの就業を希望又は訪問看護に関心のある看護職有資格者（以下「研修希望者」という。）とする。

### 4 研修協力訪問看護ステーションの登録等

県は、県内で体験研修の受入れに協力する訪問看護ステーション（以下「研修協力訪問看護ステーション」という。）を募集する。

なお、研修協力訪問看護ステーションには、当該研修に係る担当者を置くものとする。

### 5 研修内容等

研修内容は、次に掲げる項目を参考として、ナースセンターの調整の下、事前に研修協力訪問看護ステーションと研修希望者が合意したものとする。

#### （1）研修内容

対象者の経験・知識・技術に応じた体験を伴う研修を実施する

##### ア．オリエンテーション

（訪問看護ステーションの概要、活動状況、訪問看護ステーションの利用手続きと指定書類、利用者の概要、管理・運営状況、実際の訪問看護活動状況、訪問看護の特性、利用者・家族の特性等）

##### イ．同行訪問（訪問看護の実際）

健康状態の把握

社会サポート・地域との連携（社会資源の利用、他職種との連携等）

在宅で行われる医療処置技術

日常生活援助技術

指導技術、信頼関係形成（傾聴 受容 共感的態度）

#### （2）研修期間及び研修コース

3日程度を基準とし、個別に期間・コース内容を定めることとする。

#### （3）研修申込み方法

研修希望者は、所定の申込書にて、ナースセンターに申し込む。

なお、申込み様式は、ナースセンターで定める。

## 6 研修の決定

ナースセンターは、研修希望者の研修希望先、希望を踏まえて研修協力訪問看護ステーションと調整し、受入れを依頼するとともに、当該研修生の受入れを承諾した研修協力訪問看護ステーションを研修先として決定する。

ナースセンターは、研修受入れ先が決定した研修希望者（以下「研修生」という。）に対し、決定を通知する。

## 7 費用の負担

(1) 各コースの研修経費及び託児費は、研修期間を限度として、委託経費の範囲内で委託機関が負担する。

なお、研修協力訪問看護ステーションへの研修経費については、研修生自身が研修した研修協力訪問看護ステーションに就業した場合は減額する取扱いとなる。

(2) 研修協力訪問看護ステーションまでの旅費は、研修生の負担とする。

(3) 研修開始までに発効される損害保険への加入を研修の条件とし、保険料等の加入に係る経費は研修生の負担とする。

## 8 その他

(1) 研修生は、研修終了後に研修協力訪問看護ステーションに就業する義務は負わないものとする。

(2) 研修終了後は、研修生は体験研修終了報告書を、研修協力訪問看護ステーションは体験研修実施報告書を、ナースセンターに遅滞なく提出する。

なお、各報告書様式は、ナースセンターで定める。

(3) この要領に規定するものの他、研修の実施に関し協議が必要な事項は、ナースセンター、研修協力訪問看護ステーション、研修生と協議し、相互の合意により決定する。

## 附則

この要領は、平成 27 年 8 月 13 日から適用する。